

令和5年4月現在

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会
委員名簿

- | | |
|---------|--|
| 上山 隆大 | 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員 |
| ○坂田 一郎 | 東京大学大学院工学系研究科 教授、東京大学地域
未来社会連携研究機構 機構長 |
| 佐藤 康博 | 株式会社みずほファイナンシャルグループ 特別
顧問 |
| 高橋 真木子 | 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント
研究科 教授、一般社団法人RA協議会 副会長 |
| 西村 訓弘 | 三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教
授 |
| 長谷川 真理子 | 独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 |
| 波多野 睦子 | 東京工業大学工学院 教授 |
| 福田 秀樹 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 機構長 |
| 福田 裕穂 | 公立大学法人秋田県立大学 理事長・学長 |
| 福原 紀彦 | 日本私立学校振興・共済事業団 理事長 |
| ◎山崎 光悦 | 福島国際研究教育機構 理事長 |

◎：委員長、○：副委員長

(50音順・敬称略)

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程

令和5年3月31日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文科科学大臣決定）第7条第七号の規定に基づき、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「事業」という。）の審査、評価及び進捗管理等に関する事項
- 二 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、有識者・学識経験者等から、理事長が任命する。

2 委員会は、必要に応じて調査審議のため、部会等を置くことができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、原則1年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

(利害関係者の排除)

第5条 委員は、以下のいずれかに該当する場合は、当該大学等の審査、評価及び進捗管理等に参画することが出来ないものとする。

- 一 事業の実施体制に含まれる大学等（以下「実施機関」という。）に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）する者
- 二 実施機関における事業に参画している、又は参画する予定のある者
- 三 実施機関の長との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (2) 密接な師弟関係にある者
- 四 実施機関における評価委員会等の委員に就任している、又は就任する予定のある者
- 五 実施機関における活動、又は事業の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- 六 その他、中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

(守秘義務等)

第6条 委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 独立行政法人日本学術振興会の信用を傷つける行為。

二 職務上知り得た秘密を漏らす行為。その職を退いた後も同様とする。

三 独立行政法人日本学術振興会の秩序及び規律をみだす行為。

3 理事長は、委員が第1項又は第2項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急その他やむを得ない事情と委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。

5 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会において必要と認める場合には、委員以外の有識者・学識経験者等に意見を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。